

マックス・ヴェーバーの社会政策回状

ハイデルベルヒ, 1912年11月15日

ライプチヒ討論集会出席者各位^①

枢密顧問官ブレンターノ氏は、10月22日付の書状により、ライプチヒで発会した討議会 (Arbeitsgemeinschaft) から身を退かれた。理由は、同氏がこの討議会のなかにもあまりにも異質な要素の存在を見いだされたためである。ブレンターノ氏にわれわれの仕事ぶりをご検討いただき、あらためてわれわれに力を貸すべく同氏の翻意されることが期待されるのであるが、それはそれとして、同氏をぬきにわれわれだけでやっていけるかどうか、まずこれが問題になる。本署名者〔マックス・ヴェーバー〕は、ナウマン博士と二度にわたる談合を重ねたのち、やれるだけはやってみなければなるまいと信ずるにいたった。しかし本署名者は、参加者各位が忌憚なきご意見をお寄せくださるよう願うものである。もし署名者の意見でよいといわれるならば、本年末ないし新年早々に開かれるはずのフランクフルト集会の意味を〔あらかじめ〕はつきりさせておくことが有益ではあるまいか。

『無前提』という土俵のうえでたたかわされる純粋にアカデミックな議論は、もとより〔そこでの〕問題にはならない。フランクフルトで討議に付される第一の問題、すなわち『これまでの社会政策はなぜその目標を達成していないか』というこの問が、もうすでにわれわれすべての者が等しく懐いている実践的=政治的な態度、しかしこういっただけではまだすこしも自明ではない実践的=政治的な態度をば、うちに含んでいるのである。

1. 農民政策 (Bauernpolitik) にかんして議論するばあい、われわれの議論の確実な前提となるものは、つぎの信念である。すなわち、土地所有者としての独立の定住農民人口の増加が望まれる。したがって、彼ら農民の経済的発展のためにもっとも有利な諸条件の創出が望まれる。げんざい土地は、ますます社会的威信を示す基盤として利用されてい

るが、この傾向には対決しなければならない。この信念からただちに生ずる批判として、つぎのものがある。すなわち、内地植民の現状における欺瞞にたいする批判、東プロイセン地方のはなはだ聡明な長官の諸計画やそれに類似するプロイセン邦農業政策のあらゆる実験にたいする批判。

2. 労働者問題 (Arbeiterfrage) の領域においても、われわれのために確実な前提がある。こうである。労働者問題が投げかけてくるさまざまな問にたいして、家長権または家父長主義の立場から態度を決めること、また、福利施設への繫縛なり、労働者を対象とみなす純官僚主義的な規制なりの立場から態度を決めること、あるいはまた、わが国の保険立法のやりかたで年金生活者をつくりだすだけで足れりとする立場から態度を決めること、このような態度の決めかたをば、われわれは原則的に拒否する。もしくはそれだけでは足りないとして拒否する。われわれはそこにとどまるものではなく、さらに、労働条件の集团的協定に労働者が対等の権利をもって参加することを肯定する。だからまた、この目的達成のために、参加をめざす統制のとれた闘争のなかで労働者組織が強化されることを肯定する。われわれは、仲間意識と、これを土台に伸びそだつ階級的名誉感を、それ自体ひとつの文化価値であると考え。連帯の要請というものは、時としては団体による個人の圧迫のかたちであられる。——これは名誉と仲間意識に根ざして活動するどの同志的共同体にもなほどこみられることであるけれども、そのようなことはこのさい問題とするに足りない。われわれは以上のように考えるがゆえに、法律家の詭弁や警察官の難癖と結びあつた各種企業家組織が次第に力をえてくる結果として、統制のとれたストライキが次第に困難になっていくことを、無条件にひとつの不幸であるとみる。また、金をつかませられて企業家を防衛する部隊が労働者層の内部に組織的に養成されることも、無条件にひとつの不幸であるとみる。そればかりかわれわれは、ピッツブルクやザール地区、またヴェストファーレンやシュレージエンの重工業などに典型的に示される資本支配の状態、そしてこれに与えられる国家権力の援助、そういったものと徹底的にたたかう。なぜなら、われわれが住みたいと思う土地は市民の土地であつて、臣民の土地ではないからである。いかなる理由によるにもせよ、叙上の態度にくみしえない者——ライプチヒ討論集会における教授 F・シュミット博士のごとき——にたいして、われわれのこの態度を押しつけることはできない。が、われわれは、そのような者をわれわれの敵としなければならない。

3. 職員法 (Beamtenrecht) にかんするわれわれの議論の前提は、ことにつぎのとおり

りである。公私の職務に従事する官僚的性質の各種職員 (beamtenartige Angestellten aller Art) の数が不断に増大するのにもなって、現在すでに数百万人にもものぼる一階級が生じているが、この階級は、全部がそうというわけではないけれども、人間育成過程における職業上の生存条件によって、労働者層の諸上層部分の多くよりも、はるかにその生活を脅かされている。また別して、うつろな代用品でまにあわせるために、もっとも内面的な意味で文化なき階層、無気力と自尊心とがほとんど同居する精神の独立なき人間から成る階層、そうした階層を形成する危険のなかに、これら職員はある。けだし一部は内面的な諸理由により、一部は法律により、労働者には開かれている道が、彼らには閉ざされているからにはかならない。進みつつある事態にたいするこうした『評価』は、他の人びとにはおそらく通用しはすまいが、われわれのあいだでは通用する『評価』である。そしてこれに結びついてつぎの間がたてられる。救いの道はあるだろうか。

以上の諸前提および諸評価はわれわれ各人に共通のものである。濃淡は各人もとよりさまざまであるけれども、しかしこれに全面的に対立する者と論議を重ねても、つまり以上の諸前提および諸評価をもとにしたときはじめて意味のでてくる政治の手段、方策および目標について論議を重ねても、それはたぶんなんの役にも立たないであろう。

われわれの社会政策的立場における叙上の諸前提が、貿易政策にかんしていちじるしく異なる立場をとる多数の人びとのあいだでもおなじく前提になっていることは、否定すべくもない。事実、ライプチヒ集会に集まった人びとの貿易政策的立場に、統一的なものはなにもなかった。ふるい意味での『自由貿易』は、枢密顧問官ブレンターノ氏でも、これを現代の綱領に掲げて譲らぬといった態度をとられるようなことはあるまい。実際たとえば家畜関税が農民に有利であるなら、家畜関税にたいしては穀物関税にたいするばあいはちがった態度をとられることだろう。工業関税については、われわれのあいだでも意見が分かれていて、その効果を相対的に低く見積るひともあれば、その廃止によって大シンジケートの壊滅を期待するひともある。農業関税のばあい、家畜飼料についてはおそらく一致がみられようが、それ以外の物産について一致は困難であろう。げんざいの高税率は関税体制を粉碎するテコとしてきわめて有力であるとの論拠は、純粹に戦術の問題として、われわれのあいだに異論が多い。対関税闘争勝利のためにたたかう多くの団体、たとえば俸給生活者同盟(der Bund der Festbesoldeten)のような団体は、もとより強力な社会政策をめざしてともにたたかう同志ではあるまい。本署名者の個人的意見はつぎのとおりであった。第一。あらゆる政治的経験にてらしてみても、『消費者』を『消費者』として

衝撃を与える一個の力にまで組織することはできない。さらに、イデオロギー的に利害関係を有しない者（われわれもそういう者として行動することを望んでいるが）の見解は、関税政策をめぐる闘争においては、経験上はなほだ軽くあしらわれるけれども、反面、通常『^{ソチアルボリテイーク}社会政策』とよびならわされている諸問題においては、その見解はすぐさま取り上げられて、実際大きな影響力をもちうる。第二。起草者の信念はつぎのとおりであった。社会政策事業への参画の仕方を貿易政策上の立場のいかんによって決めることは、原則上誤まっているばかりか、戦術のうえからみても賢明とはいえない。けれどもわれわれはみな、貿易政策・税率政策上の諸問題についても、統一的な立場に到達する努力がなされるべきだとする希望、ことに枢密顧問官ブレンターノ氏の希望にそって動いてきた。この立場を今後われわれが変えることはない。フランクフルト集会でその線が決まったとしても、厄介な問題はなんら起るまい。ただ、われわれの会を悩ますこうしたことがらの諸結果をば、ますます多くの『前提』を付け加えることを通して、明らかにする作業が禁じられてはならない。

社会民主党員の参加についてもおなじことがいえる。本署名者は、ライプチヒ〔集会〕で参加者の多数に受け容れられる立場をうちたてるにさいし、はっきり述べておいたのであるが、社会民主党員の参加を決議することは、今後の討議のどの段階においてもできることなのである。じっさい本署名者は、社会民主党員との協同作業の忌避はわが責任にあらず、といたい。が、本署名者がこのような態度をとるについては以下のごとき根拠がある。フランクフルトの大集会で慎重に考慮されることが望ましい。

1. なにはおいてもたがいの意見の開陳をまず必要とすることと思うけれども、労働者問題の領域における将来の社会政策が向かうべき方向という基礎的問題にかんして、われわれのあいだに意見がまとまっていないこと。このことは最重要の議題の表現（自発性尊重主義か国家社会主義か）のなかにもうかがえる。（本署名者ではなく他の重要なメンバーのばあいがおそらくそうであろうが）われわれが一回でもいわば『仲間うちで』議論してみるならば、腹藏ない意見が多く開陳されよう。この問題にかかわっても、ひとの問題にかかわっても、もともとむずかしい事情がなくはないからである。

2. まことにやむをえないことではあろうが、社会民主党からの参加について『取捨選択』を行なうならば（たとえば、フランク、コルプ、ダヴィット、ベルンシュタイン、マウレンブレヒャー、アイスナー等々の型の人物）、この政党にたいするわれわれの将来の関係のうえにいかなる影響が生ずるか、これは一考を要する問題である。とくに新聞界

の代表者を加えることがわれわれの最重要の計画のひとつになっているのであるから、右の関係に不釣り合いな点が生ずるならば、それは由々しい問題となるであろう。フランクフルトの『フォルクスシュティム』紙^②の代表者としての（個人的に親しくして私は評価を惜しまないひと）クヴァルク博士を、ただいま『ブルジョア』新聞の代表者と同席させることになにか意味があり、議事を円滑にする所以だと信ずるひとがいるだろうか。そういうことはありえないとすれば、社会民主党系の新聞を除外しておいて社会民主党員を参加させるならば、この新聞がわれわれに仇敵の感情をいだくことは目にみえている。現在こうした危険のおもむくところはどこであろうか。私は思うのであるが、この政党との友好関係をつくりだそうとすれば、分裂（『思想』上の分裂だけでもかまわない）を欲する者があるとの嫌疑や、いわゆる『修正主義者』を新しい党派的集団に吸収することを欲する者があるとの嫌疑の生じないばあいのほうが、はるかに好都合であろう。

3. われわれのためにたしかに最も重要かつ有力な社会民主党員のカテゴリー、すなわち労働組合幹部についても、これとまったくおなじことがいえる。だがそれ以外に、社会民主党系の労働組合幹部にも、他の系統の労働組合（とくにヒルシュ＝ドゥンカー労働組合）幹部にもいえることがある。こうである。われわれが彼らにたいしてなにかべつの食べ物を供することができないでいるとき、彼らには必須の理解しやすい教理問答書をめぐって彼らを困惑させることは、ただいまのところ、客観的にはけっして望ましいことではない。この点もまた、われわれ自身のあいだであきらかに意見がまとまっていなくてであり、これも、すくなくともさしあたりは控え目にならざるをえない根拠をなしているのである。このようにみる点で、本署名者の意見はナウマン博士の意見と一致した。

ところで、これらの配慮がどれくらいの重みをもつかは、すべてフランクフルト集会の結果いかにかかっている。われわれはみな、そこで決まった立場に誠実であるだろう。が、この関連や他の関連で問題がどう落着するかということは、結局のところ、純粋に外面的にみて〔当面〕どれほどのことを目指すかによって、左右されるであろう。

1. いかなるかたちのものであれ、一回きりの公的声明のためには報道機関は不要であり、また事態はそれほどさし迫っているとも思われぬ。議会の勢力分野なり諸政党の態度なりに変化がみられたばあいには、そうした対応が緊急に必要となることもあろうが、いまのところはともかく主要課題ではない。〔ライブチッヒ集会〕参加者は、本署名者とおなじく、公開の〔フランクフルト〕大集会をいつどこで開けばよいかというその準備に、あきらかに忙殺されている。もちろんこれは個人的問題にすぎない。ドイツで社会政

策に向けられる声が火の消えたように低調になるのを阻もうとすれば、集合的な見解の創出こそがわれらの目標とならねばならぬこと、いうまでもない。

2. 他方、普及宣伝のために新たに一協会 (ein neuer Propagandaverrein) を創設するというのは、おなじく一考を要することである。それは、われわれの共同見解に近い見解をもっていながら、『綱領』の個々の点については義務を負いたくない人びとの参加を困難にするであろう。たとえばボンのディーツェル教授のようなひとは、そっぽを向いてしまうだろう。社会政策学会 (Verein für Sozialpolitik) に傷のつくことを恐れるからである。その他のひとも、べつの理由からそっぽを向いてしまうだろう。(のみならず、そのときには社会民主党員の参加もきわめて困難となる。) はたして杞憂にすぎないかどうか、これについても、おなじくフランクフルト集会もしくはその後にかかれる集会の結果を俟たねばならない。ナウマン博士と談合を行なった本署名者は、その折りの博士の感想にしたがい、さしあたりつぎのことがらをここに明らかにしておく。

3. くりかえし行なう非公式の自由で拘束されない討議というきわめて控え目な目標に注意を傾注すべきこと。それゆえ、すくなくとも来る第一回 (フランクフルト) 集会は、けっして普及宣伝のための協会を設立する含みをもって始めるべきではない。したがって、ことに案内状を發すべき諸氏にたいしては、かかる目標が会合の企図するところであるなどと伝えるべきではない。そのような意向が生じ、充分の一致がえられるならば、フランクフルトで決定をみても遅くない。フランクフルト集会に先き立ってそれを宣伝することに反対する決定的な根拠はつぎのとおりである。農民政策の目標と手段、さらに労働契約法のすこぶる単純な改正、また特定範囲を出ることはないけれどもおそらく職員法上の若干の問題、こうした点にかんするかぎり、特定の基本線を提示しても参加者各位の賛同をえられると仮定してさしつかえあるまいが、反権威的な姿勢を断乎として貫き通す社会改良家が、今日の時点で将来の労働者政策の原則的な方向に思いをめぐらすとき考えいたることがらにかんしては、われわれの意見はおそろしくまちまちである。職員法上の多くの問題にかんしてもこれとおなじことがいえるが、おそらくはこの点に、まったく新しい方向づけを必要とする所以のものがある。そして方向づけがまったく新しいものであればこそ、手軽に普及宣伝のための協会の組織化から始めるというわけにはまいらぬのである。もしこのうえさらに貿易政策上の問題が引き込まれるとすれば、いよいよもってそうするわけにはいかない。

わけでも、通常の意味での社会政策のために (べつだんいま現出したわけではないけれ

ども)『新しい』状況は、周知のとおりおよそ以下のごとくである。国营化の傾向、公営化の傾向、シンジケート化の傾向が並行して休みなく進行していること。シンジケートにおける地位は官吏の昇進のチャンスのために、国家の重要な官職は工業の重要な地位のために、ますますとおかれるようになってきていること。この理由から、また他の理由から、社会政策上の効果は、『国营化』になろうと国の統制をうける『シンジケート化』になろうと、あるいはまた、国や地方公共団体の諸機関と大シンジケートとの関係が形式上どんな種類のものになろうと、将来ますますおなじようなものになっていくだろうこと。この強大な支配者を向うに廻しては、旧来の労働組合政策はまるきり用をなさない。徹底的に自由主義的な社会政策の担い手と考えられるいかなる組織の労働組合政策も、まるきり用をなさない。ほかでもない枢密顧問官ブレンターノ氏がすでに〔1905年の〕社会政策学会マンハイム大会の折り、以前の立場に修正を加えてあの結論を導びこうとされたこと^⑧が想起される。そしてライプチヒ集会で同氏の与えられた示唆を考えてみれば、同氏がマンハイム大会のころより歩み出された思索の道を、それ以来ずっと、われわれ多くの者とおなじく、歩みつづけてこられたことが想像される。このことについては、いつか齒に衣を着せず意見を申し述べねばならぬ。が、すくなくとも本署名者は、将来右の〔『新しい』〕状況の展開の総決算が出される時点でわれわれはいかなる結論いかなる見方を表明しなければならないかなど、あらかじめいえる柄ではない。なにはおいてもいまずぐ協会を設立し、普及宣伝に乗り出すべきだとの目標はおろして、強制なく拘束なき討議を重ねることこそ、この状況によってもたらされる運動のありかただと思われるし、望ましいことだとも考えられる。なぜなら、そのような討議を通じて、新聞界の代表者とのあいだに、これまでの社会政策運動の欠陥として、しばしば欠けていた永続する接触をたもつ可能性が、いちばん容易にえられるからである。ひとを拘束し義務を負わせる協会設立というやりかたによっては、そのような接触は助長されるどころか断絶の危険にさらされよう。

最後の目標として追求されねばならないこと、それは、できるかぎり広汎な社会政策上の『左翼』（これは現在の政治上の党派布陣における『左翼』と永続的に一致するとはかぎらない）のためにしっかりした路線をうちだすことであるが、もとよりこれは動かしようもなく確定していることである。

〔ライプチヒ集会〕参加者各位が、情勢をみきわめて、フランクフルト集会は開催すべきであるのご意見であるとすれば、最大の努力を傾けて、速やかに以下の二つのことがらにとりかからねばなるまい。時間のゆとりは、もはやない。

1. 討論されるべき諸問題にかんして、純粋な事実の説明を（短時間のうちに）行なう話題提供者的な報告者を選ぶこと。『消費者政策』（Konsumentenpolitik）については、できればこのテーマの提案者、枢密顧問官ビュッヒャー氏にお願いしたい。『職員問題』（Beamtenfrage）については、どうしても教授アルフレット・ヴェーバー氏にお願いしたい。とくに簡単なテーマ『農民政策』（Bauernpolitik）の報告者を見つけるのに難渋することはまずあるまい。労働契約法（Arbeitsvertragsrecht）についてもおなじく困難はあるまい。後二者の報告については、おそらくごく短時間に制限してもよからう。

『自発性尊重主義か国家社会主義か』（Voluntarismus oder Staatssozialismus）というとくに重要な問題について、本署名者は、私講師 Th. フォーゲルシュタイン博士に宛て、本回状に添えて書状を発し、あなたは以前この会への協力をお約束になっているけれども、あなたに近い枢密顧問官ブレンターノ氏が身を退かれないま、あらためて協力方をご承諾いただければ幸甚であるが、いかがなものか、という趣旨のことをただしてみたく思っている。が同時に、他に報告者を探すことも同氏におまかせする。このテーマ（職員問題でもおなじであろうが）は、純社会政策的見地よりすれば、はなはだ複雑な問題を提出するていものだからである。さらに、それだけを取りだして討論する機会がなかなかないテーマであるが、従来の社会政策を批判的に回顧する話題提供的な報告の申し出のあることが望ましい。報告の順序については、あの固有に社会政策的な諸テーマを（たぶん共同討論もふくめて）先行させ、ついで職員法にかんするテーマをおくことが、おそらくよろしかろう。そのつぎに消費者政策、最後に農民政策をおいてはどうだろうか。会期が決まれば、外部的な準備は、編集者ドリル博士におそらくお引き受け願えると思う。会期についても、12月28,9日ないし29,30日、あるいは1月2,3日ないし3,4日とするか、それともべつに考えるか、具体的にご提案を切望する。小額の必要経費は、集会当日に徴集して問題あるまい。〔ライブチヒ〕集会参加者およびこれから案内状を発する人びとに〔個別〕論題を割り振りする作業は、すべて、遅くとも集会の8日前までに、すでに選ばれているはずの報告者をお願いしたい。割り振りが決まれば、それを〔あらかじめ〕示していただくようお願いするばあいがある。

2. 案内状を発すべき人物の氏名を、さきにライブチヒ〔集会〕で予定されていた3名——枢密顧問官ビュッヒャー、編集者ドリル、教授マックス・ヴェーバー——のうちの1名に通報してもらうことが早急に必要であろう。そのさい当人の住所も正確にお知らせ願いたい。ナウマン博士は一括して氏名を挙げられた。（その名簿では生粋の党人はでき

るだけ省かれている。)『右』のほうで歓迎される人物は、社会政策上じゅうぶん信用のおける『国民自由党青年同盟^④』系のひとであるが、なかなかみつかるまいと思う。新聞界の代表者のばあい、ドイツ西北部で適当な有力紙をみつけることは、とりわけむずかしいように思う。

私は、ナウマン博士の挙げられた人物の氏名を、枢密顧問官ビュッヒャー氏、編集者ドリル博士、それからこれまで準備のための通信事務に携わってこられたフォーゲルシュタイン博士に、しらせる。なおフォーゲルシュタイン博士が、上記3名の者によって削除される人物のあることをお含みのうえ、この3名の者を経て受けとられる名簿にもとづき、(〔フランクフルト集会の〕日時、場所および報告者の最終決定をみたのち)案内状発送の手続きをとられるならば、ことは最も円滑にはこぶであろう。〔ライプチヒ集会〕参加者のどなたかによって氏名を挙げられた人物が名簿から削除されて案内状が届かないばあい、軽くみられたと受けとられては困るから、氏名の通報はぜひ内密に願いたい。

〔ライプチヒ集会〕参加者各位におかれては原則上のご意見を大至急おきかせいただきたく、本署名者はお願ひする。本署名者は、それにもとづき、必要とあれば簡単な案内状を作成し、これを各位の承諾ないし訂正に供する用意がある。しかし、本件にかんして本署名者の側から長文の書簡を綴ることは、これを断念しなければならない。理由は、いま締切期限厳守の仕事に追いまわられており、出版社に再度の締切延期願ひをすることが憚られる事情にあるからである^⑤。

- ① マックス・ヴェーバーの手書きの欄外注釈にいわく。「ブレンターノの発議〔? —シェーファース〕により、10月14日、集会をもつ。出席者：ブレンターノ、ビュッヒャー、テニエス、フォン・ツヴィーディネック、ケスラー、ヴィルブラント、フォーゲルシュタイン、ヤッフエ、A・ヴェーバー、M・ヴェーバー。欠席者：ナウマン、フォン・シュルツェ＝ゲヴェルニッツ。」(シェーファース)
- ② ≫Volksstimme≪. 社会主義的日刊新聞。フランクフルト・アム・マインで1886年に創刊されて以来、今世紀初頭にいたるあいだドイツ各地で創刊された。(中村)
- ③ 私の論文「マックス・ヴェーバーにおける労働問題と国民国家——反動的労働政策への対決を中心に——」I・II(『山口経済学雑誌』, 第12巻第4号, 昭和36年11月, 同第5号, 昭和37年1月), とくにI, 61—64ページ, II, 16ページ注①を参照のこと。(中村)
- ④ die ≫Jungliberalen≪. 国民自由党(die Nationalliberale Partei)内の左派に属する青年組織。その運動の始まりは1898年にさかのぼるが、1901年に「国民自由党

青年同盟全国連合」(Reichsverband der nationalliberalen Jugend)が結成され、1905年には全国70の同盟と15,000人の加盟者を数えるにいたった。党組織の問題において、「青年同盟」は、国民自由党の名望家支配の克服とその保守党化の阻止を課題とし、同党の民主主義的大衆政党への転回を図って、新興の都市諸階層——職員・技術者・官吏・青年企業家——の組織化に努めた。その政治態度は国民主義的・帝国主義的で、その点国民自由党の政治路線と軌を一にするけれども、内政上は自由主義・民主主義の立場を堅持し、経済政策において重工業との結びつきを排し、ことに社会政策の推進に積極的であった。(中村)

- ⑤ 結びの言葉はこれといってなく、またマックス・ヴェーバーの署名もなく終わっている。(シェーファース)

(中村貞二訳)